

2016年度船橋市に対する具体的な要望と回答

2017/6/11 船橋市学童保育連絡協議会

項番	2016年度要望	2016年9月15日回答	2017年度要望
①	<p>日頃より放課後ルーム事業の推進については、かねてより特段のご配慮いただき心より御礼申し上げます。</p> <p>今後も放課後児童健全育成事業は、公設公営の放課後ルームで運営して頂こうお願いします。</p> <p>入所不許可の児童が適切な民間業者を利用できるように、委託の要綱などを定めてください。</p>	<p>今後も公設公営で放課後ルーム事業の運営をしていく方針であります。</p> <p>また、現在、民間委託の要綱を定める予定はありません。</p>	<p>日頃より放課後ルーム事業の推進については、かねてより特段のご配慮いただき心より御礼申し上げます。</p> <p>今後も放課後児童健全育成事業は、公設公営の放課後ルームで運営して頂こうお願いします。</p> <p>入所不許可の児童が適切な民間業者を利用できるように、委託の要綱などを定めてください。</p>
②	<p>「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みと確保方策に大きな乖離が発生しております。</p> <p>2016年度以降、確保方策が量の見込みを上回る計画になっていますが、2016年度の実績では、逆に327人の不足になっております。</p> <p>この計画を早急に見直してください。また計画に放課後ルーム関係者の声を反映できる策定手順としてください。</p> <p>今年度は6小学校での増設が予定されていますが、4月時点では13小学校で、低学年での待機が発生しております。</p> <p>a) 3年生以下で待機が発生しているルームについては具体的な増設計画を示してください。 特に深刻な、小栗原・若松・葛飾・中野木については、早急に対応してください。</p> <p>b) 児童ホームなどの既存の施設利用も視野に入れてください。</p> <p>c) 民間保育園・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなどの活用をさらに検討してください。</p> <p>d) 新設された放課後児童クラブ送迎支援事業を活用し、学区外の放課後ルームへの送迎事業を行ってください。</p>	<p>「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みにつきましては、過去の利用率のほか、子育て中の保護者を対象とした子ども・子育て支援に関するアンケート調査をもとに国の手引きに沿って算出した推計値をもとに算出しているものであります。また確保方策につきましては量の見込みを上回って確保できるよう設定していくこととなっております。</p> <p>計画上は2016年度に市全体の確保量が見込みを上回る数値となっておりますが、確保方策の設定にあたりましては、「学校毎に状況が異なることから、個別に施設整備等を図る」という方針としているため、今後も学校毎の状況を見ながら待機対策等を進めていく予定であります。</p> <p>また、計画の策定にあたりましては、計画の基礎となる上記アンケート調査において、小学生の保護者及びこれから小学生になる就学前児童の保護者を対象として放課後の過ごし方や、放課後ルーム利用者への調査項目を設けております。</p> <p>a)・b)・c) 増設の必要があるルームにつきましては、小学校施設のほか、利用可能な公共施設や民間の借地、借家も含む学校施設外への設置を含め検討してまいります。</p> <p>送迎支援事業の活用について研究してまいります。</p>	<p>「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みと確保方策に大きな乖離が発生しております。</p> <p>今年度は、「中間年の見直し」が実施される予定ですが、確保方策を見直してください。また計画に放課後ルーム関係者の声を反映できる策定手順としてください。</p> <p>今年度4月時点では12小学校で、低学年での待機が発生しております。</p> <p>a) 3年生以下で待機が発生しているルームについては具体的な増設計画を示してください。 特に深刻な、市場・八栄・塚田・二和については、早急に対応してください。</p> <p>b) 民間保育園・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなどの活用をさらに検討してください。</p> <p>c) 新設された放課後児童クラブ送迎支援事業を活用し、学区外の放課後ルームへの送迎事業を行ってください。</p>
	<p>大規模なルームでは、一ヶ所に多くの子どもが生活しています。支援員が活発な児童に気を取られ怪我の危険が増加します。支援員と言葉を交わせる子とそうでない子の差が大きくなり、おとなしい子どもに寂しさや不安感を与えます。それが理由でルームに行きたくないと言う児童は多くいます。中には、退所する児童も少なくありません。これでは保護者の就労が保障されないばかりか、子どもたちの人権がないがしろにされている状態です。</p>		<p>大規模なルームでは、一ヶ所に多くの子どもが生活しています。支援員が活発な児童に気を取られ怪我の危険が増加します。支援員と言葉を交わせる子とそうでない子の差が大きくなり、おとなしい子どもに寂しさや不安感を与えます。それが理由でルームに行きたくないと言う児童は多くいます。中には、退所する児童も少なくありません。これでは保護者の就労が保障されないばかりか、子どもたちの人権がないがしろにされている状態です。</p>

③	<p>a) 国の基準は、[定員＝面積÷1.65㎡]ですが、船橋市は当面[定員＝面積÷1.5㎡]を残すとしています。「当面」の目処を明確に示すとともに、解消計画を立案し、公表してください。</p> <p>b) 入所児童数が毎年40名を超えているルームは早急に分割し、増設計画に盛り込んでください。</p>	<p>増設・改築の際には新基準にて整備を図ってまいります。</p> <p>大規模なルームがあることは認識しておりますが、現時点ではルームの分割についての計画はありません。施設・設備の配置や構造上などの問題から分割が難しいルームが多くありますが、あまりにも大規模なルームにつきましては今後も個別に対応を検討してまいります。</p>	<p>a) 国の基準は、[定員＝面積÷1.65㎡]ですが、船橋市は当面[定員＝面積÷1.5㎡]を残すとしています。「当面」の目処を明確に示すとともに、解消計画を立案し、公表してください。</p> <p>b) 入所児童数が毎年40名を超えているルームは早急に分割し、増設計画に盛り込んでください。</p>
④	<p>放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）、障害児受入強化推進事業を活用し、障がいをもった児童の受け入れに必要な専門的知識を有する支援員を採用し、配置してください。この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>a) 障がい児や発達支援児に関する研修を増やしてください。</p> <p>b) 新設・増設のルームはバリアフリートイレ、スロープの設置をしてください。また、既設のルームも順次、バリアフリー化を進めてください。</p> <p>c) 該当する児童がいる場合、園長や支援員が学校との情報共有を定期的に行うよう義務付けてください。省令でも「利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。」と定められています。</p> <p>d) 施設支援員の採用数を増やして、巡回の頻度を高めてください。</p>	<p>障がい児への対応等に関する研修につきましては、今後も引き続き内容を精査して実施してまいります。</p> <p>新設・増設するルームでは、バリアフリー化やスロープの設置等、可能な限り設計に組み込んでおります。既存施設につきましては、緊急性や施設の構造等の状況をよく確認して対応してまいります。</p> <p>定期的に学校や放課後子供教室と情報交換を行っており、今後も連携を図ってまいります。</p> <p>担当課に必要な数を要望してまいります。</p>	<p>放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）、障害児受入強化推進事業を活用し、障がいをもった児童の受け入れに必要な専門的知識を有する支援員を採用し、配置してください。この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>a) 障がい児や発達支援児に関する研修を増やしてください。</p> <p>b) 該当する児童がいる場合、園長や支援員が学校との情報共有を定期的に行うよう義務付けてください。省令でも「利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。」と定められています。</p> <p>c) 施設支援員の採用数を増やして、巡回の頻度を高めてください。</p>
⑤	<p>支援員が慢性的に不足し子どもの安全な生活が脅かされています。</p> <p>a) 非常勤職員の待遇を抜本的に改善しなければ、人材確保は困難です。時間給は改善されましたが、近隣の自治体と比較してもまだまだ十分とは言えません。更なる改善を要望します。</p> <p>b) 放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用し、常勤職員を配置してください。この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>c) 支援員の配置基準を保護者にも公表してください。</p>	<p>放課後ルーム支援員の時給単価につきましては、近隣他市と比べても遜色ない額となるように大幅な引き上げを行いました。今後も研究を続けてまいります。</p> <p>放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用しておりますが、現時点では、放課後ルームに常勤の支援員を配置することは考えておりません。</p> <p>支援員の配置基準につきましては、船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定しております。条例につきましては、本市のホームページ等で公開しております。</p>	<p>支援員が慢性的に不足し子どもの安全な生活が脅かされています。</p> <p>a) 非常勤職員の待遇を抜本的に改善しなければ、人材確保は困難です。時間給は改善されましたが、近隣の自治体と比較してもまだまだ十分とは言えません。更なる改善を要望します。</p> <p>b) 放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用し、常勤職員を配置してください。この事業を利用できない理由があるならば、説明してください。</p> <p>c) 支援員の配置基準を保護者にも公表してください。</p>
⑥	<p>保育園の開所は7:00ですが、放課後ルームは8:00開所です。新一年生にとっては、この1時間の差が大きな問題となります。保護者が児童より先に出社し、児童だけで戸締まりをして家を出ることは困難です。そのため家と一緒にした後で、遠回りをしてルームに向かったり、やむなく開所前の校庭で過ごす児童も少なくありません。長期休暇などの一日開所日は、朝の保育開始時刻を7:00からに早めてください。</p>	<p>土曜日等のいわゆる学校休業日につきましては、午前8時から午後7時までの間で開所しており、この時間は学校の登校時間等を基本に行っております。</p>	<p>保育園の開所は7:00ですが、放課後ルームは8:00開所です。新一年生にとっては、この1時間の差が大きな問題となります。保護者が児童より先に出社し、児童だけで戸締まりをして家を出ることは困難です。そのため家と一緒にした後で、遠回りをしてルームに向かったり、やむなく開所前の校庭で過ごす児童も少なくありません。長期休暇などの一日開所日は、朝の保育開始時刻を7:00からに早めてください。</p>
	<p>保護者会は、保護者と支援員、または保護者同士が話し合える貴重な機会です。保護者が時間を割いて出席しようと思える価値がある内容を毎回工夫してください。長期休みの持ち物の注意など一方的な連絡だけではプリントの配布で十分です。</p>		<p>保護者会は、保護者と支援員、または保護者同士が話し合える貴重な機会です。保護者が時間を割いて出席しようと思える価値がある内容を毎回工夫してください。長期休みの持ち物の注意など一方的な連絡だけではプリントの配布で十分です。</p>

⑦	<p>a) 児童のプライバシーに配慮した範囲内で、日々の保育から実践報告を盛り込んでください。</p> <p>b) 保護者への一方的な依頼でなく、一緒に考えて問題を解決できるよう、良い方法を問いかけるようにし、保護者に発言させてください。</p>	<p>保護者会では、お子さんの日常の様子をお知らせするようにしております。</p> <p>保護者会は、支援員と保護者または保護者同士が話し合える機会と考えておりますので、積極的にご発言ください。</p>	<p>a) 児童のプライバシーに配慮した範囲内で、日々の保育から実践報告を盛り込んでください。</p> <p>b) 保護者への一方的な依頼でなく、一緒に考えて問題を解決できるよう、良い方法を問いかけるようにし、保護者に発言させてください。</p>
⑧	<p>放課後児童クラブ運営指針の内容を、放課後ルーム支援員の業務としてマニュアル化し、徹底してください。</p> <p>運営指針には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校との連携 2. 保育所、幼稚園等との連携 3. 地域、関係機関との連携 <p>が必要とされています。これは、担当課と支援員の努力だけでは不十分です。</p> <p>全市が、組織的に対応できる体制を示してください。</p> <p>運営指針では、 「事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。」 「災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。」と定めています。 このマニュアルは、保護者にも公開してください。 また保護者の安否確認を含めた防災訓練を定期的実施してください。</p>	<p>放課後ルーム支援員の業務・役割につきましては、船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、示してまいります。</p>	<p>支援員の配属前の研修を強化して下さい。 特に、放課後ルームの社会的責任と放課後児童支援員等の職業倫理についての研修を実施してください。</p> <p>放課後児童クラブ運営指針の内容を、放課後ルーム支援員の業務としてマニュアル化し、徹底してください。</p> <p>運営指針には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校との連携 2. 保育所、幼稚園等との連携 3. 地域、関係機関との連携 <p>が必要とされています。これは、担当課と支援員の努力だけでは不十分です。</p> <p>全市が、組織的に対応できる体制を示してください。</p> <p>入学前の就学時検診時に、放課後ルームに関する保護者からの質問に回答できるような場を用意して下さい。</p> <p>運営指針では、 「事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。」 「災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。」と定めています。 このマニュアルは、保護者にも公開してください。 また保護者の安否確認を含めた防災訓練を定期的実施してください。</p> <p>2017年3月厚生労働省発出の放課後児童クラブ運営指針解説書を、園長・支援員・補助員など関係者に配布し、自己研修を促してください。</p>